

○木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱

平成27年7月1日告示第188号

改正 平成30年11月16日告示第289号

木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等による定住促進に寄与する社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）附属第I編イ-16-(2)に規定する優良建築物等整備事業（以下「優良建築物等整備事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行地区 優良建築物等整備事業を施行する敷地（以下「敷地」という。）及び当該敷地が接する道路の中心線までの土地をいう。
- (2) 施行者 優良建築物等整備事業を施行する者であって、敷地及び当該敷地に存する建築物について権利を有する複数の者により組織された団体をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により決定された商業地域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号）に定める共同化タイプで、次の各号に該当するものとする。

- (1) 建築物の形態、色彩等が周辺の景観と調和するものであること。
- (2) 前条に規定する補助対象区域に、敷地の全部又は一部が含まれていること。
- (3) 施行地区の面積がおおむね1,000平方メートル以上であること。

- (4) 地階を除く階数が3階以上であること。
- (5) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (6) 空地面積の敷地面積に対する割合が40パーセント以上であること。
- (7) 敷地が幅員6メートル以上の道路に4メートル以上接すること。
- (8) 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること。

(補助対象経費及び補助金の限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業に係るものとする。

- (1) 調査設計計画事業として、次のアからウまでに係るもの

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費

- (2) 土地整備事業として、次のア及びイに係るもの

- ア 建築物除却等費
- イ 補償費等

- (3) 共同施設整備事業として、次のアからウまでに係るもの

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

2 前項に規定する補助対象経費の算出方法は、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年建設省住街発第47号）に定めるところによる。

3 補助金の限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 前項の規定により算出した補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（万円未満は切捨て）
- (2) 建設しようとする住宅の戸数に500万円を乗じて得た額
- (3) 5億円

(全体計画書の提出)

第6条 補助対象事業を実施しようとする施行者は、木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された全体計画書の内容を審査し、補助対象事業として適否を決定し、木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画審査結果通知書（別記第2号様式）により、施行者に通知するものとする。

（全体計画の変更）

第7条 前条第2項に規定する全体計画の審査結果の通知を受けた施行者は、当該全体計画を変更しようとするときは、速やかに木更津市街なか居住マンション建設補助事業全体計画変更書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による全体計画の変更について準用する。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付申請書（別記第4号様式）を作成し、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、補助金の交付を決定し、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、交付額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5条）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

（補助対象事業の内容変更等）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金変更承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該補助対象事業の内容の変更について承認するときは木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金変更承認

認通知書（別記第7号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助対象事業が補助金の交付の決定の通知に付された期日までに完了しない場合は、速やかに木更津市街なか居住マンション建設補助事業完了期日変更報告書（別記第8号様式）を市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに木更津市街なか居住マンション建設補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を調査し、当該補助対象事業の中止（廃止）について承認するときは木更津市街なか居住マンション建設補助事業中止（廃止）承認通知書（別記第10号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の遂行状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について、毎会計年度各四半期（第四半期を除く。）ごとに木更津市街なか居住マンション建設補助事業遂行状況報告書（別記第11号様式）を当該期間経過後10日以内に市長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象事業が完了したとき（当該補助対象事業を中止し、又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業の完了日後10日に当たる日又は補助金の交付の決定の通知を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、木更津市街なか居住マンション建設補助事業実績報告書（別記第12号様式）を市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、補助金の額を確定し、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付額確定通知書（別記第13号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付請求書（別記第14号様式）を市長へ提出しなければならない。

(補助金の前金払)

第16条 市長は、補助対象事業の施行上特に必要があると認めるときは、第14条の規定による補助金の額の確定前に、第9条第1項の規定により決定した交付額の10分の3を限度とする額を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により前金払いの交付を受けようとするときは、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金前金払請求書(別記第15号様式)に理由書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者、又は補助金の交付を受けた施行者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第2項の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認をしたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象経費以外に補助金を使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させようとするときは、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金返還請求通知書(別記第16号様式)により、補助金の交付を受けた施行者に対し通知するものとする。

(関係書類等の整理保管)

第18条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにするとともに、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿、その他補助対象事業の実施の経過を明らかにするための関係書類(以下「関係書類等」という。)を作成し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する関係書類等を提示しなければならない。

(近隣問題の防止措置)

第19条 補助事業者は、施行地区における景観等に配慮するとともに、補助対象事業の実施の各段階において、日照、電波障害等の近隣問題を防止し、又は解決するために、十分な説明若しくは協議又は具体的な対策を行う等必要な措置を講じなければならない。

(建築物等の適切な維持管理)

第20条 補助事業者又は補助対象事業に係る建築物の所有者、占有者若しくは管理者は、補助対象事業の完了後においても当該補助対象事業に係る敷地及び建築物の適切な維持管理に努めるものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年11月16日告示第289号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第6条第2項の規定により通知した補助対象事業に係る補助金の額については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に旧要綱の規定によってした手続その他の行為であって、この告示による改正後の木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた手続その他の行為とみなす。